

「総合法律支援法施行令の一部を改正する政令案」の概要

令和7年5月
法務省

1 趣旨

総合法律支援法の一部を改正する法律（令和6年法律第19号。以下「改正法」という。）により、日本司法支援センターの業務に、故意の犯罪行為により人を死亡させた罪及び一定の性犯罪の被害者等（注）であって、刑事手続への適切な関与又は損害・苦痛の回復・軽減を図るための訴訟その他の手続の準備及び追行に必要な費用の支払により、その生活の維持が困難となるおそれがあるものを包括的かつ継続的に援助するため、当該被害に係る刑事手続への適切な関与等を図るために必要な法律相談を実施すること及び契約弁護士等にこれらに必要な法律事務等を取り扱わせること（いわゆる「犯罪被害者等支援弁護士制度」をいい、以下「本制度」という。）を追加することとされたところ、本政令案は、その対象となる被害者等の規定のうち政令で定めることとされる「罪」及び「被害の程度」について定めるものである。

（注）「犯罪により害を被った者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹」をいう（総合法律支援法第6条）。

2 本政令案の概要

本政令案は、改正後の総合法律支援法第30条第1項第9号ロにおいて規定する「政令で定める罪」及び「政令で定める程度の被害」について、本制度の趣旨に照らし、

- 政令で定める罪を「故意の犯罪行為により人を負傷させた罪」
- 政令で定める程度の被害を「治療に要する期間が3月以上である負傷又は疾病」又は「一定の後遺障害（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号）別表に定める障害等級に該当するもの）が存する負傷又は疾病」とするものである。

3 施行期日

改正法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内で政令で定める日

（参照条文）

- 改正後の総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
（業務の範囲）

第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

一～八 （略）

九 次に掲げる被害者等であって、当該被害に係る刑事手続への適切な関与又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るための訴訟その他の手続の準備及び追行に必要な費用の支払によりその生活の維持が困難となるおそれがあるものを包括的かつ継続的に援助するため、当該被害に係る刑事手続への適切な関与又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るために必要な法律相談を実施すること並びに契約弁護士等にこれらに必要な法律事務及びこれに付随する事務を取り扱わせること。

イ 次に掲げる罪又はその未遂罪の被害者等

（1）故意の犯罪行為により人を死亡させた罪

（2）刑法第七十六条、第七十七条若しくは第七十九条の罪又はその犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪（（1）に掲げる罪を除く。）

ロ 人の生命又は心身に被害を及ぼす罪として政令で定めるもの（イに規定する罪を除く。）の犯罪行為により被害者が政令で定める程度の被害を受けた場合における当該犯罪行為の被害者等

十～十三 （以下略）